

子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

1 趣旨

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、児童手当（本則給付）を受給する子育て世帯に、その対象児童1人について1万円を「子育て世帯への臨時特別給付金」（以下「子育て特別給付金」という。）として支給されることとなりました。

子育て特別給付金は、小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として支給するものです。

2 主な内容

（1）支給対象者

令和2年4月分（3月分含む）の児童手当（本則給付）を受給している方です。対象児童となる児童は次のとおりです。（基準日：令和2年3月31日）

- ① 令和2年4月分の児童手当対象児童
- ② 令和2年3月分の児童手当対象であり3月まで中学生だった児童

（2）支給額及び申請方法

対象児童1人につき1万円を支給対象者へ支給する予定です。

支給対象者へ子育て特別給付金の案内文書一式を発送します。原則として、支給を受けるための申請は不要です。なお、支給を希望しない場合のみ、同封した「受給拒否の届出書」を期日までに提出する必要があります。

ただし、公務員については、市では公務員児童手当受給者を把握していないため、所属庁の証明を受けた上で、当該住所地の市町村へ申請が必要となります。

（3）支給方法

児童手当（本則給付）を受給している登録銀行口座等に振り込みます。
公務員は、申請時に銀行口座等を別途指定します。

（4）今後のスケジュール

- ・ 5月中旬 支給対象者への案内文書一式送付
- ・ 6月上旬 公務員の申請受付開始
- ・ 6月中旬 子育て特別給付金を支給
以降、公務員申請分の支給や振込不能者等への対応

担当者 健康福祉部子育て支援課長
須田 あゆみ
連絡先 TEL042-978-5627